

矢板駅前交番だより えきまえ

令和8年
5月号

矢板警察署
0287-43-0110
矢板駅前交番
0287-44-0780

交通反則通告制度(青切符)導入!

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が導入されました。安全で適正な利用をしましょう。

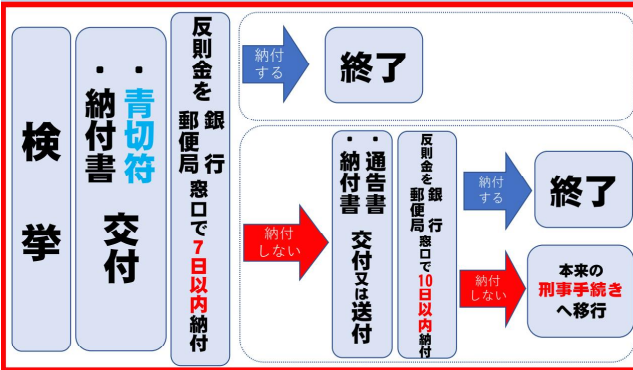
自転車違反

2026年4月1日

青切符導入



16歳以上が対象



青切符の対象となる違反行為の例

- ①重大な事故につながる恐れが高い違反(即検挙)
 - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ②実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけた
 - ・違反を同時に2つ以上行っている(傘を差しながら信号無視)など
- ③警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

自転車の主な交通違反

- 並進走行・二人乗り: 3,000円
- 指定場所一時不停止等: 5,000円
- 傘差し・イヤホン使用: 5,000円
- 歩道通行時の通行方法(徐行・停止): 3,000円
- 右側通行: 6,000円
- 信号無視: 6,000円
- 遮断踏切立入り: 7,000円
- 携帯電話使用等(保持): 7,000円
- 即検挙: 12,000円

反則金の対象ではないけど、命を守るため、ヘルメットを必ずしましょう!

詳しくはこちらから

TOCHIGI POLICE

※ 交通違反の取締りを受けた場合、警察官から「青切符」と「納付書」を交付されますが、警察官がその場で現金を徴収することはありません!! ご注意を!!

◎矢板駅前交番管内事件事故について

《 令和8年3月15日～4月14日(手集計) 》

◎事件受理状況

- 窃盗 2件
 - ・万引き1件、・倉庫荒らし1件
- 傷害 1件
- 器物損壊 1件

◎交通事故発生状況

- ・死亡事故0件、・重傷事故0件

※駐車場から出発する際は、周囲を良く自分の目で確認して!!

交通反則通告制度とは?

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。

通告を受けた人が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。